

(社)宮城県サッカー協会 地区協会事業費補助金 補助基準

(総則)

第1条 この基準は、(社)宮城県サッカー協会(以下「県協会」という)傘下の6地区協会等(以下「地区協会」という)が行なう事業について、県協会が事業費補助を行なう際の基準を定めたものである。

(補助の実施)

第2条 県協会は、地区協会が当該地区協会内全体を対象として実施する事業に対して、予算の範囲内で事業費の補助を行なうことができる。

(補助金の申請等)

- 第3条 地区協会は、その事業を実施するに当たり、県協会からの補助を受けたい場合は、事業計画書(別紙 様式1)を提出し、県協会の承認を受けるものとする。
- 2 県協会は、3の事業計画書の提出があった場合は、速やかに常務理事会を開催し、補助の可否を決定し、当該地区協会へ通知する。
  - 3 地区協会は、前項により県協会から補助金を支出する旨の通知があった場合は、補助金の概算払いを請求することができる。
  - 4 県協会は、前項に基づき地区協会から概算払いの請求があった場合は、速やかに支出しなければならない。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費及び事業費に対する補助の割合は別表1のとおりとする。

(事業の報告等)

- 第5条 地区協会は、事業が完了したときは、領収書(写し可)を添付した決算書を含む事業報告書(別紙 様式2)を県協会あて提出するとともに、補助金の請求を行なう。
- 2 地区協会は、第3条第3項により補助金の概算払いを受けた場合は精算を行わなければならない。
  - 3 県協会は、事業報告書の提出があった場合は、速やかに常務理事会を開催し、事業完了の確認をし、適正と認められる場合は、請求に基づき速やかに補助金を支払わなければならない。
  - 4 第3条第3項により補助金の概算払いを行なった場合は、限度額に対して不足が生じた場合は追加支給を行い、余剰金が生じた場合は返還を求めることができる。

(その他)

第6条 その他、疑義が生じたときは県協会理事会において決定する。

この基準は、平成18年6月1日から施行し、平成18年度事業から適用する。